

「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針（案）」に寄せられたご意見の概要とご意見に対する考え方について

平成20年 2月 農林水産省

1. 意見の募集方法

意見募集期間：平成20年1月17日(木)～平成20年1月31日(木)

告知方法：農林水産省ホームページ

意見提出方法：電子メール、ファクシミリ、郵送のいずれか

2. 意見提出件数

延べ件数 159件 (34名)

3. 意見の内訳・概要

(1) 意見の内訳

基本指針(案)全般に係る意見	9件
基本指針(案)の個別事項に係る意見	
一 被害防止施策の実施に関する基本的な事項に係る意見	86件
二 被害防止計画に関する事項に係る意見	45件
三 その他被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するために必要な事項に係る意見	9件
基本指針(案)以外の事項に係る意見	10件

(2) 意見の概要

基本指針(案)全般に係る意見

「捕獲よりも被害防止を優先すべき」、「本指針を関係者が着実に実施すべき」等の意見があった。

基本指針(案)の個別事項に係る意見

一 被害防止施策の実施に関する基本的な事項に係る意見

「鳥獣被害対策実施隊には野生鳥獣の生態等に知見を有する者を含めるべき」、「ニホンザルについては 追い払い だけでなく 追い上げ が有効なことについて明記すべき」、「捕獲鳥獣の有効活用は適切に実施すべき」、「鳥獣の生息環境整備及び保全について具体的な施策を盛り込むべき」等の意見があった。

二 被害防止計画に関する事項に係る意見

「被害防止計画の作成に当たっては被害対策防止対策協議会を設置して検討すべき」、「被害防止計画に記載する対象鳥獣の捕獲方法等具体的な事項を定めるべき」等の意見があった。

三 その他被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するために必要な事項に係る意見

「都市の人と農山漁村の人がもっと交流することが必要」、「鳥獣被害防止対策について、もっと国民に広く理解してもらうことが必要」等の意見があった。

4. 提出された意見に対する考え方・対応

別紙のとおり